

第 20 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 3 月 24 日（木）午前 9 時 43 分から 10 時 50 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	西田 三郎			
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎	
	3 番	久保田 力雄	4 番	砂坂 浩一郎	
	5 番	小山 幸良	6 番	寺内 秀昭	
	7 番	河野 律雄	8 番	古市 道則	
	1 0 番	中之藪 堅二郎			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	向井 克巳
ハ.	中園 廣行	ニ.	中峯 哲義
ホ.	片板 大作	ヘ.	雨田 俊孝
ト.	原田 晃生	チ.	小脇 尚武

4. 欠席委員

農業委員	9 番	中島 一三
------	-----	-------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 3 年度第 20 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 令和 4 年度南種子町標準農作業料金及び農地賃借料情報（案）について

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定に基づく別段の面積（下限面積）の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎

農地振興係
農地集積支援員

日高 美保
牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。
議席番号9番 中畠一三委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします
- 議長 ただいまから、第20回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号8番 古市道則委員、10番 中之藺堅二郎委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第20号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
事務局 資料2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和4年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権3件・農地中間管理権2件を定めたいので承認を求めるものです。
資料は3ページをご覧ください。
基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。
期間の始期を令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間を終期とするものと令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間を終期とするもので、田が●●㎡の1件、畑が●●㎡の2件となっております。
それでは資料4ページをお開きください。計画内訳書について説明をいたします。
整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・64歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・70歳です。Bの経営面積は●●㎡。申請地は○○字△△××番、同字同番の○と○、地目は田で、面積は3筆合計で●●㎡。期間は5年の賃借料は3筆で年間○万○千円です。
図面は5ページに添付しておりますので確認をお願いいたします。
整理番号2番。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 C・61歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 D・60歳です。経営面積は●●㎡。申請地は○○字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡。

甘しよの作付けを行い、賃借料は年間 10 アール当り〇万円の現金払い、5 年間の新規設定です。

図面は 6 ページに添付しておりますのでお目通し、確認をお願いします。

整理番号 3 番。E と F の利用権設定です。申請地は〇〇字△△××番、外 1 筆。地目が畑で 2 筆の面積合計は●●㎡で、さとうきびを作付けし、年間 10 アール当り〇万円の期間 10 年の再設定です。

図面は 7 ページに添付しております。

8 ページをご覧ください。

農地中間管理権の設定です。公告年月日は基盤法の公告によるものと同様で令和 4 年 3 月 31 日、期間は令和 4 年 3 月 31 日から令和 14 年 3 月 30 日までの 10 年間で 2 件で、地目は畑が 1 筆、田が 1 筆です。

9 ページをご覧ください。計画内訳書の説明をします。

整理番号 1 番。〇〇××番地 G・76 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、右端に記載してあるとおり H が耕作者となっております。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で、さとうきびを耕作します。賃借料は年間 10 アール当り〇万円です。

図面は 10 ページに添付しております。

整理番号 2 番。〇〇××番地 I から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、J への貸付けです。土地の所在は〇〇字△△××番、面積が●●㎡。賃借料は年間 10 アール当り〇万円です。

図面は 11 ページに添付しておりますので、お目通しをお願いします。

賃借権及び中間管理権等を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：K、譲受人：L 外 3 件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。資料の12ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が4件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

他に〇〇字△△に2筆、〇〇字△△に5筆、〇〇字△△に2筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に2筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に2筆、〇〇字△△に4筆の合計で23筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は18ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、京都府京田辺市〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

他に同字に5筆の合計で6筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は33ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は38ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番××号 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

他に〇〇字△△に1筆、の合計で2筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は43ページから添付しています。

以上4件につきましては、3月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、口推進委員。

口推進委員 本日、9番委員が本総会を欠席のため、私の方から説明をさせていただきます。本件について23筆あります。譲渡人のKから譲受人のLへの所有権移転ということです。KさんとLさんは親子関係であり、共にたばこの作付け農家をしております。Lさんにしても、農業経験が30年ほどの実績がありますので、何ら問題なく今後も農業経営に力を注いでいただける方と思っております。皆さん、審議の程よろしくお願いいたします。

議長 整理番号2番、7番委員。

7番委員 36ページ・37ページをご覧ください。36ページに航空写真が載っていますけれども、丁度この現地は〇〇から〇〇に行く県道の中心地辺りに該当いたします。その下にですね、今回の譲渡人の内容は入っておりますけど、1番・2番・6番のほ場が今回の対象になります。その中間に表示されていない土地があるんですけど、これを含めてすべて譲受人の所有になっております。今回、3条の売買交渉ということになっているんですけど、6番・3番は、4年か5年位は耕作をしておりました。今日現在は3年位経過しておりますので、非常に荒れ果てていて大変な状況になっています。1番から6番まですべてがそうなんですけれども、原野状態を超えた荒れたほ場になっております。

今回3条申請が出たということで、譲渡人のMさんに電話して内容確認しました。同時に譲受人のNの社長にも内容状況確認しました。

譲渡人に確認をしたところ、過去に何回か売買の交渉をしていたが、当時、価格の面で折り合いが付かず中断していたということです。その後は1年に1回固定資産税の請求が来るものですから、それが苦になってきておりました。今回、再び売買交渉があった時に、手放そうということで交渉の合意に至りました。そういう状況から取り計らいをよろしく願います。そういう話をいただいております。何ら問題はないものと思います。

譲受人側のNの社長さんの説明によると、先ほど説明した売買交渉が難航したことについては、過去には飼料の調達が充分に出来ていたものですから、新たなほ場購入の必要性はなかったもので、当初は断っていたということです。今回交渉の過程に入ったのは、理由がありましてコロナ禍の関係で肥育する牛の飼料等の流通が困難になり非常に困った事態があったそうです。

今後の将来に向けて、安定的な飼料の確保をしないといけないということで、新たに自分のほ場確保が必要だという観点から交渉に入ったという

ふうな説明もありましたので、これも何ら異状は認められませんでした。ここに約〇町〇反、全体を合わせた対価〇〇万円となっています。若干少額ではないかと思う方もいらっしゃるでしょうが、先ほど述べたようにすべてのほ場が荒れているため復元に時間と労力が必要で、重機を入れるとお金が相当掛かるということで、それを踏まえての金額となっております。以上のような理由から今回の移転については、何ら問題はないものと思います。

議長 長 整理番号3番については私が説明します。

12番委員 3月10日に現地調査に行った方は分かっていると思いますが、42ページの地図をご覧ください。この農地は1枚の農地になっています。その中の1枚の農地に〇さんの田があったということで、去年はPさんがこの農地をすべて作っているんですけども、今年はPさんが〇さんの方にこの田を売ってくれということで、今回の3条申請に至りました。だから耕作はされていますので、何ら問題はないと思います。審議の程よろしく願います。

議長 長 整理番号4番、1番委員。

1番委員 4番について説明します。譲渡人のQさんの実家が〇〇の〇〇にあります、〇〇という雑貨店がかつてありました。両親が亡くなった後、誰も住んでいなかったのをRさんが売ってくれということで購入しました。その時に今回提案している畑2筆についてもまとめて購入したという経緯がありまして、その両親が亡くなって、相続を受けた長男も亡くなり、今回、長女であるQさんが譲渡人になりました。相続関係の整理が終了しているので、今回提案したところであります。Rさんについては、キビ作を精力的に農業経営している方ですので特に問題はないものと思います。よろしく願います。

議長 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 長 はい、11番委員。

11番委員 先ず整理番号1番ですが、勉強不足なので教えて欲しいのですが、23ページを見た時に山林・原野があります。登記地目は農地なんですけど、現況は農地ではない山林・原野ということなんですけど、農地ではないものを3条申請するというのは初めての案件かなと思ったので、これの建前はどのようなのかなということなんです。

それからもう1点が整理番号2番、字図・図面を見てみると、全部のMさんの名義分を見てみるとこれ全部で11筆あります。この内の6筆だけ購入というのはどういうことなんでしょうか。現況を見ると、他の筆も合わせるとこの辺りに広い畑ができそう、という感じがするんですけど、こ

の辺どうなのかな。

議長 皆さん、懇談に入ってよろしいですか。
(一同賛同)

議長 それでは懇談に入ります。

議長 ここで懇談を解きます。よろしいですか。
それでは整理番号1番については、山林・原野の部分を削り、他の筆については3条申請ということによろしいですか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、整理番号1番については山林・原野の部分を除いたものと、整理番号2番・3番・4番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手) 全員賛成のようですので、整理番号1番については山林・原野を除き、整理番号2番・3番・4番については、原案のとおり決定します。

議案第2号については、整理番号1番については山林・原野を除き、整理番号2番・3番・4番については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 令和4年度南種子町標準農作業料金及び農地賃借料情報(案)について、を議題にします。

それでは事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料48ページをお開きください。議案第3号について説明させていただきます。

議案第3号は令和4年度南種子町標準農作業料金及び農地賃借料情報(案)について、農業委員会の議決を求めるものでございます。

標準農作業料金及び農地賃借料情報(案)については、2月の全員協議会において若干説明をさせていただいておりますが、先ずこれまでの経過報告と今後の流れについて説明をさせていただきます。

資料は49ページです。令和3年12月24日、南種子町農業委員会全員協議会において意見収集と今後の流れについて説明させていただきました。

令和4年2月4日、南種子町・中種子町・種子島農業公社合同検討会を開催しております。これは中種子町や農業公社との情報交換、情報共有をするために町の検討会より先に、例年開催しております。両町の農政担当課長、農業公社事務局長、両町の大型農業機械運営協議会会長、両町のハーベスタ利用組合組合長、水稻受託者協議会会長、両町の農業委員会事務局長が出席しております。

令和4年2月21日、南種子町技連会において経過報告と情報収集をしております。

令和4年2月24日、南種子町農業委員会全員協議会において経過報告をしております。

令和4年2月24日、令和4年度南種子町標準小作料・標準作業料金検討会を開催しました。総合農政課の課長・係長、熊毛支庁農政普及課の係長、農協の営農販売課長、きび甘しょ振興会会長、園芸部会会長、和牛部会会長、認定農業者連絡協議会会長、大型農業機械運営協議会会長、土地改良区事務局長が出席しております。

令和4年3月22日、町技連会において経過報告をしております。

そして本日、令和4年3月24日、南種子町農業委員会定例総会において決定、令和4年4月1日、町広報紙へ折り込み、町ホームページへの掲載という計画をしております。

それでは令和4年度標準農作業料金及び農地賃借料情報（案）の中身について、説明をさせていただきます。

資料50ページに掲載しておりますが、文字が小さいので別紙でお配りしているA3の用紙をご覧くださいと思います。

変更したところは朱書きにしております。

先ずは左上が「令和3年度」から「令和4年度」に変更になります。

表の一番上の農作業賃金については、鹿児島県の最低賃金としております。令和3年10月2日から鹿児島県の最低賃金が時給「821円」に改定されましたので、そのため8時間当りの金額も「6,344円」から「6,568円」に変更になっております。摘要欄の時給を「793円」から「821円」に変更。そしてこれまで、「鹿児島県の最低賃金です。」というのを書いておりませんでしたので、赤字で「鹿児島県の最低賃金とします。」という文言を加えております。

県の最低賃金が毎年10月に見直し・変更になりますので、「県の最低賃金が変わった場合、その額とします。」という文言を付け加えております。

次に「一般作業」については、変更ありませんでした。

次に「さとうきび」について、「株出し管理」の「株揃え」を、「2,750円」から「3,300円」に値上げしております。昨年度の話し合いから段階的に値上げをしております。

次に「さつまいも」については、変更ありません。

次に「水稻」については、「代あけ作業」について値上げをしております。これは昨年度の町の検討会で値上げの要望があったところです。2月4日の中種子町で開催された検討会においても中種子町、農業公社共に値上げをするという事で合意しました。「代あけ作業」については、「5,500円」を「6,600円」、「荒代、中代」については「各3,850円」を「各4,400円」、「植え代」が「5,500円」を「6,600円」に値上げしております。

あと下の農地賃借料情報については、令和4年度からこれまで平均額の

み記載をしておりましたが、「データ数」と「最低額」、「最高額」を記載しております。令和3年1月から12月までに賃貸借契約をした田・畑になります。そのため、使用貸借分の契約については除いております。

田については、整備地区、未整備地区合わせた賃貸借については、28筆と25筆、合計53筆ありまして、すべて10アール当り〇万円で締結しております。最高額・最低額・平均額はそれぞれ〇万円となっております。

畑については、整備地区の賃貸借が12筆ありまして、これもすべて〇万円で締結しております。最高額・最低額・平均額はそれぞれ〇万円となっております。

未整備地区については、今年の契約が42筆ありまして、「平均額」が「9,589円」、「最高額」が「〇万円」、「最低額」が「6,667円」でありました。

あと印刷をする際に、これまで1色刷りの黒で印刷していたんですが、受託者と委託者の話し合いもされずに契約をするケースがあつて、農業委員会に問い合わせの電話等が来るということが何件かありました。記載されている金額については、必ずこれで契約しなければいけないという縛りはないので、「令和4年度 標準農作業料金」下段の※欄の文末に「お互いの合意の上でお決めください。」という文言と、「農地賃借料情報」下段の※欄の文末に「貸し手・借り手双方話し合いの上お決めください。」という文言を赤字で付け加えさせていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。質疑はありますか。
(「よろしいですか。」の声あり)

議長 はい、7番委員。

7番委員 これは文字上のことかも知れませんが、「一般作業」の中に大型・中型・小型という区分を設けてますよね。これらの下に「大型」は「55馬力以上」、「中型」は「35～54馬力以上」、「小型」は「20～34馬力以上」とあり、これっておかしいんじゃないかと思えます。正しくは「中型」は「35～54馬力」で、そして「小型」は「20～34馬力」になるのではないかと思います。

事務局 これは私のパソコンのミスです。正しい情報は50ページにこういった形で記載してあります。これは私が分かりやすいように加工して付け加えたものです。消します。

それと「中型」の「ホイトラクターⅢ類」とあるのを、「Ⅱ類」に訂正しますので、資料の訂正をお願いします。

議長 50ページに正しい内容が載っています。ご指摘ありがとうございます。正しく印刷して4月1日発行の広報紙に折り込みたいと思います。今後1年間の農作業受委託を通して意見がございましたら、来年度の審

議の際に検討したいと思います。

議長 説明が終わりました。他に質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第3条の規定に基づく別段の面積(下限面積)の設定について、を議題にします。

それでは事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料51ページをお開きください。

議案第4号は農地法第3条の規定に基づく別段の面積(下限面積)の設定について、ご説明します。

平成21年6月24日付で公布された改正農地法により、下限面積の別段の面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更されました。

農業委員会で新たに別段面積を設定しない場合、農地法第3条第2項第5号の規定により下限面積が原則である50アールになります。

本町においては、令和3年度令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第2項の規定により南種子町全域の別段面積を20アール、南種子町空き家バンクに登録した宅地に接続する農地では0.01アール、1㎡に定めました。令和4年度においても、今年度同様の下限面積の設定とすることとしたいので、議決を求めます。

ご審議方よろしくをお願いします。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。